

平成29年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年8月4日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第2号 農地利用配分計画案の意見聴取について

議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更に係る承認について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 平成29年田畠売買価格に関する調査について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (11名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：佐川順一郎

5番委員：磯野幸作

6番委員：藤平重男

7番委員：押元康郎

8番委員：猿田義久

9番委員：浅野幸男

10番委員：山岸潔

11番委員：岩瀬貞夫 11

<欠席委員> (名)

3番委員：齋藤豊彦 4番委員：君塚作治

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開　会（午後2時50分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成29年度第5回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は9名の委員のご出席をいただいておりまして大多喜町農業委員会會議規則第7条の規定によりまして会議は成立します。なお、3番委員の齋藤委員、4番委員の君塚委員におかれましては、本日都合により欠席のご連絡をいたしておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会會議規則第8条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程3　議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、9番の浅野委員、10番の山岸委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議事に入らさせていただきます。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

1ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成29年8月4日提出 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成29年8月7日。

それでは、認定番号29-24から29-39までを説明します。

次のページをお開きください。農用地利用集積計画各筆明細書 29-24 所在 下大多喜地先 田2筆 合計1,505m²、利用計画は水田として利用、賃料は米60kg、賃借

権の新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町の〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

3ページ、29-25 所在 下大多喜地先 田3筆 合計3,392m²、利用計画は水田として利用、賃料は米210kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

4ページ、29-26 所在 下大多喜地先 田1筆 合計2,889m²、利用計画は水田として利用、賃料は米150kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成35年8月4日までの6年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

5ページ、29-27 所在 下大多喜地先 田4筆 合計5,358m²、利用計画は水田として利用、賃料は米180kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成35年8月4日までの6年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

6ページ、29-28 所在 下大多喜地先 田3筆 合計6,385m²、利用計画は水田として利用、賃料は米390kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

7ページ 29-29 所在 下大多喜地先 田8筆 合計7,200m²、利用計画は水田として利用、賃料は米420kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

9ページ、29-30 所在 下大多喜地先 田1筆 合計1,049m²、利用計画は水田として利用、使用貸借権の新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者

大多喜町○○○○氏。

10ページ、29-31 所在 下大多喜地先 田5筆
合計 10,398 m²、利用計画は水田として利用、賃料は米 600 kg、賃借権の新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

11ページ、29-32 所在 下大多喜地先 田1筆
合計 989 m²、利用計画は水田として利用、賃料は 12,000 円、
賃借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの口座振込、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

12ページ、29-33 所在 下大多喜地先 田3筆
合計 4,095 m²、利用計画は水田として利用、賃料は米 180 kg、
賃借権の新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

13ページ、29-34 所在 下大多喜地先 田1筆
合計 1,604 m²、利用計画は水田として利用、賃料は 18,000 円、
賃借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの口座振込、貸付者 市原市○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

14ページ、29-35 所在 下大多喜地先 田1筆
合計 261 m²、利用計画は水田として利用、使用賃借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

15ページ、29-36 所在 下大多喜地先 田2筆
合計 4,760 m²、利用計画は水田として利用、賃料は米 240 kg、
賃借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

16ページ、29-37 所在 下大多喜地先 田1筆
合計 891 m²、利用計画は水田として利用、賃料は米 30 kg、

貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 毎年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

17ページ、29-38 所在 下大多喜地先 田1筆 合計3,000m²、利用計画は水田として利用、賃料は米180kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 市原市○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

18ページ、29-39 所在 田丁地先 田1筆 合計4,345m²、利用計画は水田として利用、賃料は10a当り米60kg、貸借権は新設定であり、期間が平成29年8月5日から平成39年8月4日までの10年間 借賃の支払 每年12月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 公益社団法人 千葉県園芸協会。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は19ページから22ページまでのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

藤平委員（6番）

整理番号29-39、借受者 公益社団法人 千葉県園芸協会となっているがどういうことでしょうか。

事務局（寺井）

こちらは、農地中間管理機構を活用した利用集積計画であり、この場合は、借受者が園芸協会となります。

山岸委員（10番）

大多喜町○○○○氏の合計面積を参考に教えていただきたい。

事務局（寺井）

22ページの計の欄になります。

藤平委員（6番）

計画なので、どうこうの問題ではないのですが、利用権設定の時期がおかしいと思われる。開始日は、本人が忘れていたとかの理由により成り立つと思いますが、満了日はある程

度正確な日程で記入するよう指導した方が良いと思う。その為に、何年何か月まで記載ができるようになっていると思われる。申請の際に指導できないものなのかな。

局長（吉野）

それについては、今後の対応として申請書を提出の際に申請者と協議し、できるだけ満了日を3月下旬又は4月上旬に統一する方向で考えてまいりたいと思います。

藤平委員（6番）

畠は別として、水田として利用する際には、そのように指導していただけるようお願いします。

事務局（寺井）

承知しました。

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第1号について異議ありませんか。

議場

————— 異議なしの声あり ————

議長（岩瀬会長）

議案第1号については、異議なしと認め、議案第1号は可決となりました。続きまして、議案第2号 農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

それでは23ページをお開きください。

議案第2号 農用地利用配分計画案の意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けたので、その是非について意見を求める。平成29年8月4日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

農用地利用配分計画（案）について、24ページをお開きください。

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係についてご説明します。

整理番号1 権利の設定を受ける者の氏名 ○○○○氏、住所 大多喜町○○、権利を設定する土地 所在 大多喜町田丁地先1筆、現況地目 田、面積4,345m²、種類 賃借権、利用内容 田、始期 認可の公告日、存続期間 平成39年

○月○日、借賃 4.3 億（物納）、借賃の支払方法 12月末日までに耕作者が土地所有者に直接納める。続きまして、25 ページをご覧いただきますと、別表2の部分に土地改良区の賦課金等に係る特約事項として、○○組合の水利組合費については土地所有者が負担することとなっております。また26 ページに添付書類については、借受者の○○○○氏の農業経営の状況について掲載した書類となっております。整理番号1 氏名○○○○氏、年齢○○才、農作業従事日数150 日、賃借権の設定等を受ける土地の面積 4,345 m²、賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 6,008 m²、賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 水稲、世帯員 男○人、女○人、農業従事者○人、賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 耕運機○台、田植機○台、軽貨物自動車○台、コンバイン○台となっております。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

藤平委員（6番）

この案件は、農地中間管理機構を活用した事例だと思われるが、農業委員の仲介等があって貸付者が申請したのですか。

事務局（寺井）

仲介等は無く、本人が役場受付に来て手続きされました。

藤平委員（6番）

参考として聞きたいのですが、農地中間管理機構についてどのように情報を知り得たか、ご存知でしたら教えていただきたい。

事務局（小高）

貸付者○○○○氏は、○○水利組合に属しており、以前にこの組合から町農業振興についての説明を求められた際に農地中間管理機構のことについても情報提供させていただきました。恐らくそこで話だと思われます。

藤平委員（6番）

これは、良い事例だと思うので、今後も各地域で要望があれば説明に出向くようお願いします。

事務局（小高）

承知しました。

猿田委員（8番）	中間管理機構に貸し付けた場合は、出してと受け手のメリットを教えていただきたい。
事務局（小高）	出し手には機構集積協力金が要件及び面積に応じて支払われます。今回のケースは、経営転換協力金に該当するという事で約13万円の協力金が交付されます。受け手には金融支援等が受けられます。
浅野委員（9番）	今回は受け手が見つかったようですが、見つからなかった場合の農地の管理はどうなるのか。
事務局（小高）	パンフレットでは、2年間保全管理を行い、その後借り受け希望がない場合は、農地を返すことになっております。また、中間管理機構が受け手を探すことになると、全く知らない人が受け手となる可能性もあることから、受け手が誰でも良いのであればいいのですが、やはりある程度面識のある人が良いのであれば、出し手受け手セットでの手続きを推奨しているようです。
議長（岩瀬会長）	他に質疑等はありませんか。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長（岩瀬会長）	質疑等がないようですが、議案第2号について異議ありませんか。
議場	———— 異議なしの声あり ————
議長（岩瀬会長）	議案第2号については、異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。続きまして、議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更に係る承認についてを議題とします。
	本案について、事務局より説明願います
事務局（寺井）	それでは、27ページをお開きください。議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更に係る承認について。農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正されたことに伴

い、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更を承認することについて、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項において準用する同法第11条の11第4項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けたので、その是非について意見を求める。平成29年8月4日提出。大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。農地利用集積円滑化事業規程の一部変更に係る承認について、28ページをご覧ください。

農地利用集積円滑化事業は、現在 JA いすみが行っている事業であり、今回は機関の名称変更に伴う変更となっております。新旧対照表のアンダーラインの部分、旧の欄、第4条中「県農業会議」を「千葉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に変更するものです。なお29ページから37ページまでは変更後の規程となっております。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

質疑等はありませんか。

議場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第3号について異議ありませんか。

議場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

議案第3号については、異議なしと認め、議案第3号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

38ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があつたので報告する。平成29年8月4日 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。

番号12 所在地 船子地先外3筆 地目 田 地籍合計 1,508 m² 登記原因・日付 相続 平成29年7月11日 権利者 大多喜町○○○○氏。

番号13 所在地 黒原地先外10筆 地目 田及び畠 地籍合計 5,866 m² 登記原因・日付 相続 平成29年7

月11日 権利者 市原市〇〇〇〇氏。報告第1号の説明については以上です。

39ページをお開きください。報告第2号 平成29年田畠売買価格等に関する調査について。平成29年田畠売買価格等に関する調査について、調査を実施したので報告する。平成29年8月4日 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。

大多喜町田畠売買価格等に関する調査について、40ページをご覧ください。こちらは、千葉県農業会議から毎年調査依頼があるものです。耕作目的売買価格（10a 当り）で調査があり、項目は、旧町村名、農用地区域内・外の田及び畠、固定資産税評価額、自作地価格として記載しております。報告第2号についての説明は以上です。

41ページをお開きください。報告第3号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成29年8月4日 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫 番号3 所在地 中野地先1筆 地目 畠 地籍 628 m² 変更登記地目 宅地 登記原因・日付 年月日不詳 調査・報告地目 平成29年7月7日齋藤委員、及び事務局2名にて現地を確認しましたので報告させていただきます。照会地の現況は、居宅、物置が建てられ、税務住民課のデータによると、昭和40年頃から建物が建っているとの事。既に20年以上経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者は四街道市〇〇〇〇氏。以上です。

議長（岩瀬会長）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。質問のみ受け付けます。

議場

———— 質問等なし ————

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（小高）	事務局からは特にありません。
局長（吉野）	委員さんの方から何かありますでしょうか。 特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時5分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年8月4日

会長 岩瀬 勉

署名委員 吉野 幸男

署名委員 山岸 濵